

統一運動園東同盟

暫定規約草案案

第一章 名 称

第一條 本同盟は統一運動園東同盟と称す。

第二章 目 的

本同盟は左の目的を有す。

第三條 全國統一運動會の當時実現。

二、全國的單一產階級黨としての労農勞工團體的支待。

第四條 本同盟は左の演説を以て算入す。

一、本同盟の目的を承認する組合。但し全國的組織を持つ組合

はその副次的組織を通じて加盟するものとする。

二、團体として加盟し能はざら組合外の有志、個人。

第五章 組織及構成

第六條 地方同盟は第3條に規定する所を以て組織す。

第七條 地方大会——地方同盟の最高機關にして大会に於て加盟

団体別の一隻で率(組織費取比例)に添り選出されに於て委員会

以此て構成す。定期に開催し、又委員会及委員会委員会過半の要求

ありて開会ときは委員長之を召集す。

第八條 常任委員会——地方委員会より選出に依る若干名を以て構成

し、会務を処理す。

第九條 本同盟は左の專門委員会を設置し、幹事若干名、幹長一名

正以下構成し、委員会の統制の下におくものとする。

(一) 政策討論委員会 (二) 労農運動委員会 (三) 争議處理委員会

(四) 出版教育委員会 (五) 産業特別管理委員会 (六) 理財委員会

但し全國委員会の承認を得て専門部会を増設することを

第十條 第二章 役員

第十一條 本同盟は左の役員をおこな。